

資料編 目次

1	条例・規則等	1
1-1	川島町防災会議条例	1
1-2	川島町災害対策本部条例	3
1-3	川島町水防団条例	4
1-4	川島町水防協議会条例	6
1-5	災害弔慰金の支給等に関する条例	7
1-6	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	10
1-7	川島町災害救助基金条例	13
1-8	川島町災害救助基金条例施行規則	14
1-9	埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱	16
1-10	川島町被災建築物応急危険度判定要綱	19
1-11	埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱	21
1-12	応急仮設住宅設置要領（埼玉県地域防災計画から抜粋）	23
1-13	川島町防災アドバイザー制度実施要綱	25
2	協定等	26
2-1	大規模災害時における相互応援に関する協定書 （熊谷市、東松山市、坂戸市、比企管内町村）	26
2-2	災害時における相互応援に関する協定書 （川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町）	29
2-3	災害時における相互応援に関する協定書（栃木県芳賀町）	31
2-4	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	33
2-5	災害時の相互応援に関する実施要領	35
2-6	災害時の避難場所相互利用に関する協定書（上尾市）	41
2-7	災害時の避難場所相互利用に関する協定書（桶川市）	44
2-8	災害時の避難場所相互利用に関する協定書（北本市）	47
2-9	災害時の情報交換等に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	50
2-10	災害時における放送等に関する協定（株）ジェイコム北関東）	51
2-11	地域貢献型広告に関する協定書（東電ケンブランニング（株）埼玉総支社）	55
2-12	地域貢献型広告に関する協定実施細則	57
2-13	川島町被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書（埼玉建築士会）	58
2-14	日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書	59
2-15	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定（埼玉県清掃行政研究協議会）	60
2-16	埼玉県清掃行政研究協議会 災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱	61
2-17	災害時における航空機の優先利用に関する協定書（本田航空株）	67
2-18	災害時における川島町と川島郵便局及び川島三保谷郵便局の協力に関する覚書	68
2-19	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書	70
	（社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西武支部）	
2-20	災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（株）カインズ）	72
2-21	災害時における主食供給等の協力に関する協定書（埼玉中央農業協同組合）	73

目 次

2-22	災害時等における主食供給等の協力に関する協定書（敷島パン(株)東京事業部）	75
2-23	地震災害・風水害等に関する協定書（川島町建設業協会）	76
2-24	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）	80
2-25	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 （東京電力パワーグリッド(株)川越支社）	84
2-26	災害時における物資の輸送に関する協定書（埼玉県トラック協会小川・松山支部）	86
2-27	災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボーリング(株)）	90
2-28	災害時等における物資の供給に関する協定書 （埼玉中央農業協同組合、まるや石油(株)、(有)笛木石油）	93
2-29	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書 （社福 ウイング、社福 永楽会、社福 川島町社会福祉協議会、医法 啓仁会）	96
2-30	災害時における遺体の収容等に関する協定書（埼玉中央農業協同組合）	101
2-31	災害時における遺体の収容等に関する協定書（(株)花恒）	104
2-32	災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定書 （埼玉中央農業協同組合）	107
2-33	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（埼玉司法書士会）	108
2-34	災害時におけるLPGガスの優先供給に関する協定書 （一社 埼玉県LPGガス協会東松山支部）	111
2-35	災害時における家屋被害認定に関する協定書（埼玉土地家屋調査士会）	113
2-36	洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書 （ケローバル・ジ・スタイル・プロパティーズ(株)）	115
2-37	洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書（(株)オータ）	119
2-38	災害時におけるバス利用に関する協定書 （一社 埼玉県バス協会西部地区部会）	121
2-39	無人航空機の活用に関する包括連携協定書 （吉田測量設計(株)、ミミ・アイエジ一川島支店、光和測量(株)）	123
2-40	災害時等におけるレンタル機材の供給に関する協定書（西尾レントオール(株)）	125
2-41	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書 （みどりの郷あすか）	127
2-42	水害時における施設等の提供協力に関する協定書 （株）平和アビ製作所 ハイワード	129
2-43	水害時における施設等の提供協力に関する協定書 （NEXUS(株) D'station坂戸店）	131
2-44	水害時における施設等の提供協力に関する協定書 （株）第一住宅 第一プラザ坂戸1000	133
2-45	水害時における施設等の提供協力に関する協定書 （株）協同商事 COEDOクラフトビール醸造所	135
2-46	水害時における施設等の提供協力に関する協定書 （吉原産業(株) ノア東松山店）	137
2-47	水害時における施設等の提供協力に関する協定書 （株）エスタディオ エスタディオ東松山店	139
2-48	水害時における施設等の提供協力に関する協定書 （株）プリンス パーラーEX滑川店	141

2-49	水害時における施設等の使用に関する協定書（公財 埼玉県公園緑地協会）	143
2-50	水害時における施設等の提供協力に関する協定書（山村学園短期大学）	149
2-51	水害時における施設等の提供協力に関する協定書 （埼玉県立松山女子高等学校）	151
2-52	水害時における施設等の提供協力に関する協定書 （学校法人 大東文化学園）	153
2-53	災害時における避難場所等の施設利用に関する協定書 （紅屋ホールディングス株）	155
2-54	災害に係る情報発信等に関する協定書 （ヤフー株）	157
2-55	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書 （株）デベロップ	159
2-56	災害時における被災者支援に関する協定書 （埼玉県行政書士会）	161
2-57	水害時における川島町災害対策本部の川越地方庁舎への移設に関する覚書 （埼玉県川越比企地域振興センター）	163
2-58	水害時における川島町災害対策本部の東松山地方庁舎への移設に関する覚書 （埼玉県東松山県税事務所）	165
3	図表類等	167
3-1	無線通信施設の現況	167
3-2	防災無線固定系屋外拡声子局設置場所一覧	167
3-3	トリアージタグ	168
3-4	川島町土地改良区所有井戸一覧	168
3-5	文化財の現況	169
3-6	災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準	171
3-7	被害報告判定基準	175
3-8	災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用	178
3-9	医療関係施設の現況	180
3-10	ゴミ処理機材の保有状況	180
3-11	町内の埼玉県指定緊急輸送道路一覧	181
3-12	公用車の保有状況	181
3-13	埼玉県指定ドクターへリ緊急離着陸場（ランデブーポイント）一覧	182
3-14	道路施設の状況	182
3-15	文教施設の現況	182
3-16	児童福祉施設の現況	183
3-17	社会福祉施設の現況	183
3-18	指定緊急避難場所・指定避難所	184
3-19	協定先町内の緊急避難場所及び町外の広域避難場所	185
3-20	福祉避難所	186
3-21	食料の集積場所	186

目 次

4 図表類等（様式）	187
4-1 市町村 放送要請依頼用紙	187
4-2 自衛隊災害派遣要請書	188
4-3 自衛隊災害派遣撤収要請書	189
4-4 救助の特例等申請様式	190
4-5 緊急消防援助隊の応援等要請に係る様式	215
4-6 被害情報の報告様式	216
4-7 応急仮設住宅設置要領関係様式	220
4-8 緊急通行車両等関係様式	226
4-9 罹災証明関係様式	229
4-10 災害弔慰金支給関係様式	234
4-11 災害義援金受領書	253
5 避難所運営マニュアル	254
6 指定緊急避難場所及び広域避難場所運営マニュアル	272
7 各河川の洪水浸水想定区域図及び避難勧告等発令の判断基準	282

1 条例・規則等

1-1 川島町防災会議条例

昭和38年9月11日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、川島町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

○ 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 川越地区消防組合消防長、川島町消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ3人、4人、1人、10人、10人以内及び3人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることがある。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の議員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する改正後の川島町防災会議条例第3条第5項第8号に規定する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

1-2 川島町災害対策本部条例

昭和38年9月9日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、川島町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

○ 第4条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

1－3 川島町水防団条例

平成7年6月23日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第6条の規定に基づき、本町水防団の設置及び組織並びに水防団長及び水防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与及び服務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(水防団の設置)

第2条 本町は水防事務を処理するため、川島町水防団（以下「水防団」という。）を置く。

(組織、定員等)

第3条 水防団の組織は、川越地区消防組合消防団規則（昭和48年川越地区消防組合規則第8号）第2条第1項に規定する川島町消防団の組織をもって水防団の組織とする。

2 水防団員の定員は129人とし、その区分は次のとおりとする。

水防団長	1人
水防副団長	2人
分団長	6人
副分団長	6人
部長	7人
班長	13人
団員	94人

3 定員の細部編成は、別表のとおりとする。

(任免)

第4条 水防団長は、水防管理者（以下「管理者」という。）が、他の団員は水防団長が管理者の承認を得てこれを任免する。

(退職)

第5条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任免権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(水防設備器具、資材の管理)

第6条 管理者は、水防に必要な設備器具、資材（以下単に「資材等」という。）を水防団に備え付けるものとする。

- 2 水防団の資材等、団長が管理保管するものとする。
- 3 資材等をき損又は亡失したときは、その事由を管理者に届け出なければならない。
- 4 前項による事由が故意による場合管理者は、これを弁償させることができる。

(出動)

第7条 団員は、管理者の召集によって出動し、服務するものとする。

2 団員の召集、出動は次のとおり区分する。

- (1) 第1出動 副団長以上
- (2) 第2出動 班長以上
- (3) 第3出動 全員

3 団員は、召集の命を受けない場合にも、水害等の発生を知ったときは、速やかに出動しなければならない。

(解散)

第8条 出動した団員が解散する場合は、人員及び使用した資材等について団長の点検を受けなければならない。

(団員の遵守事項)

第9条 団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に水害の予防及び警戒に努める心構えを持たなければならない。
 - (2) 規律を厳守し、団長の指揮命令のもと事に当たらなければならない。
- (費用弁償)

第10条 団長、副団長及び団員が水害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次のとおり費用弁償を支給する。

- (1) 水害、警戒出動 1回につき 3,000円
- (2) 訓練等 1回につき 2,000円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合は、職員等の旅費に関する条例（昭和55年川島町条例第7号）に定める規定により旅費を支給する。

(表彰)

第11条 管理者は、水防分団又は団員等がその任務遂行に当たって、特に功労がある場合これを表彰することができる。

(協力団体)

第12条 水防活動の強化を図るため、水防団のほかに、協力団体として自警水防団及び自主防災会を置く。

(委任)

第13条 この条例に定めるほか、水防団に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

水防団編成表

単位：人

団名＼職階別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
水防団本部	1	2			1	1	10	15
第1分団			1	1	1	2	14	19
第2分団			1	1	1	2	14	19
第3分団			1	1	1	2	14	19
第4分団			1	1	1	2	14	19
第5分団			1	1	1	2	14	19
第6分団			1	1	1	2	14	19
計	1	2	6	6	7	13	94	129

1－4 川島町水防協議会条例

昭和50年6月28日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第5項の規定に基づき、川島町水防協議会の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 川島町の地域水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議するため川島町水防協議会（以下単に「協議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。

2 会長は、町長をもってあてる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 町の職員 | 9人 |
| (2) 水防団体の代表者 | 9人 |
| (3) 知識経験者 | 6人 |
| (4) 土地改良区理事 | 1人 |

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を川島町総務課内におく。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

附 則（昭和52年条例第16号）

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第9号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。